

●香川県告示第83号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 起業者の名称

坂出市

2 事業の種類

坂出市立病院駐車場拡張整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

香川県坂出市文京町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県坂出市文京町地内において施行する「坂出市立病院駐車場拡張整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、坂出市立病院（以下「本病院」という。）の附属駐車場を拡張整備しようとするものであることから、法第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である坂出市は、既にこれに要する経費の予算措置を講じており、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本病院は、内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、循環器科、リウマチ科、臨床検査科、リハビリテーション科を有し、市民に一般診療を提供するとともに、救急病院として傷病者の受入れや、中讃保健医療圏における病院群輪番制病院として夜間の重症救急患者の受入れをする等、地域の中核病院の役割を担う医療施設である。

本病院の利用者の交通手段としては、利用者の分布が広範囲にわたるうえ、公共交通機関を利用できる地域が限られているため、自家用車の比率が高い。このため、本病院では、病院建物の正面玄関前と、市道を挟んで東側に駐車場を確保しているが、外来患者が集中する時間帯においては、両駐車場とも混雑を極めている。

なかでも、正面玄関前駐車場は、出入りする車両を折り返しにより処理しているが、敷地に

余裕がないため、やむを得ず、縦一列に並べたプランターを折り返しのための構造物としていることから折り返しの回転半径が極めて小さく、車両の折り返しが容易でないため、他車両等への接触事故が発生している現状にある。また、正面玄関横には救急搬入口があるが、折り返し地点での車両の転回が容易でないことにより車両が通路内に滞留し、このため、救急患者を搬送してきた救急車の入車が難しいといった状況も発生しており、このような状況は消防当局からも改善するよう指摘を受けている。

本件事業は、正面玄関前駐車場の駐車ますの一部を廃し、そこで得られるスペースにより、車両の処理を、折り返しから、余裕のある転回が可能なロータリー式に改善するとともに、失われる駐車ます等について、同駐車場の西側に隣接する土地を新たに取得して駐車場として整備するものである。

本件事業の施行により、正面玄関前駐車場における車両の処理方式が大幅に改善されることで、病院利用者の利便性向上及び救急搬送受入れの迅速性の向上を図ることが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から3案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、正面玄関前駐車場において、通路内に滞留する車両により、救急搬送に係る救急車の入車が難しいといった状況が発生している現状に照らすと、同駐車場における車両の処理方式を大幅に改善する本件事業は、早期に施行する必要性が認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

坂出市立病院庶務課